

高山市上下水道事業告示第5号

高山市下水道指定工事店に関する規程（令和2年高山市上下水道事業管理規程第12号）第9条第2項の規定により、次のとおり高山市下水道指定工事店の代表者の変更の届出があったので、同規程第12条の規定により公示する。

令和8年5月27日

高山市長 田 中 明

記

指定 番号	営 業 所 所 在 地	商 号	代 表 者	
37	高山市匠ヶ丘町1丁目25番地	斐太ネクスト株式会社	新	山本 正太
			旧	野坂 太郎